

消防組織法

平成 19 年 10 月 24 日
(抜粋)

第一章 総則

(消防の任務)

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

第二章 地方公共団体の機関

(市町村の消防に関する責任)

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第 8 条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

(消防本部及び消防署)

第 10 条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

- 2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防団)

第 18 条 **消防団**の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- 2 **消防団**の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、**消防団**は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第 19 条 **消防団**に**消防団員**を置く。

- 2 **消防団員**の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第 20 条 **消防団**の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、**消防団**の事務を統括し、所属の**消防団員**を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第 21 条 **消防団員**は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第 22 条 消防団長は、**消防団**の推薦に基づき市町村長が任命し、**消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。**

(消防団員の身分取扱い等)

第 23 条 **消防団員**に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の**消防団員**については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の**消防団員**については条例で定める。

2 **消防団員**の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第 24 条 **消防団員**で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その**消防団員**又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該**消防団員**で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第 25 条 **消防団員**で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第 29 条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡臨調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

1. 消防職員及び**消防団員**の教養訓練に関する事項
2. 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
3. 消防統計及び消防情報に関する事項
4. 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

5. 消防思想の普及宣伝に関する事項
6. 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
7. 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
8. 市町村の消防の相互の応援に関する計画の作成の指導に関する事項
9. 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
10. 市町村の行う救急業務の指導に関する事項
11. 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）
12. 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

第五章 各機関相互間の関係

（消防学校等）

第 51 条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

（教育訓練の機会）

第 52 条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。